

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ステークホルダーを重視し、

- 1) お客さまにとって「いつでも立ち寄りたくなる大好きなところ」
- 2) フランチャイズ加盟店オーナーにとって「自己実現し生きがいを感じる場所」
- 3) クルー(パート・アルバイト)にとって「自分自身が成長できる場所」
- 4) お取引先にとって「夢のある提案をいっしょに形にする場所」
- 5) 従業員にとって「仕事への誇りと社会的意義を実感できる場所」
- 6) 株主にとって「間接的な社会貢献と将来への夢を託せる場所」
- 7) 社会にとって「すべてのマチから喜ばれる安心安全な場所」

であることを目指し、その実現こそが企業価値の増大につながると考えております。

そのためには、法令遵守や社会規範等の遵守のみならず、企業理念と「ローソン倫理綱領」に基づいた「思いやり」の行動の実践、及び「情報開示の基本原則」に基づいた積極的なディスクロージャーを通じて、経営の健全性・透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に努めることが重要であるとと考えております。

当社の取締役会は、迅速な経営判断を行うことができるよう、少人数で構成されるとともに、独立役員を含む社外取締役も選任されているため、より公正な判断が行われる体制になっていると考えております。

当社の監査役会は経営全般及び個別案件に関して公正不偏の立場で意見陳述を行うとともに、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務の執行を監査しております。

また、当社は、当社グループ各社を対象として「ローソングループ企業行動憲章」を定め、当社グループ全体の企業価値向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	32,089,300	32.13
丸紅フーズインベストメント株式会社	4,786,400	4.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,262,200	4.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,870,400	3.88
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	3,162,376	3.17
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,092,000	2.09
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	1,440,259	1.44
ドイツ証券株式会社	1,330,035	1.33
ラボバンクネダーランド東京支店	1,080,000	1.08
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	883,183	0.88

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、大阪 第一部

決算期

2月

業種

小売業

直前事業年度末における(連結)従業員

数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

三菱商事株式会社は当社の議決権を32.5% (32,399千株・間接所有を含む) 有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。
なお、当社は、より一体的な組織運営・迅速な意思決定プロセスによる事業展開を実現するため、JASDAQ上場の株式会社九九プラス及び株式会社ローソンエンターメディアの2社を平成22年7月1日付で株式交換により完全子会社化いたしました。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	11名
定款上の取締役の任期 更新	2年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
田坂 広志	他の会社の出身者					○			○	
米澤 禮子	他の会社の出身者					○			○	
垣内 威彦	他の会社の出身者		○	○	○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の最大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
田坂 広志	○	多摩大学大学院教授及び株式会社ソフィアバンク代表取締役(当社との取引関係はありません) 独立役員	学識者や経営者としての豊富な経験と知見を有しており、現に当社経営に対する適切な監督を行っているため。 また「有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない高い独立性があり、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場で当社経営の監督を行う独立役員として、当社取締役会にて指定されている。
米澤 禮子	○	株式会社ザ・アール代表取締役社長 独立役員	経営者としての豊富な経験と知見を有しており、現に当社経営に対する適切な監督を行っているため。 また、米澤氏が代表取締役を務める(株)ザ・アールと当社は、当社の受付業務の委託契約及び人材紹介契約を締結しているが、取引額は小額であり、「有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場で当社経営の監督を行う独立役員として、当社取締役会にて指定されている。

垣内 威彦	三菱商事株式会社執行役員生活産業グループCEOオフィス室長兼農水産本部長	当社の大株主である企業に勤務しているが、生活産業分野に関する深い知見を有しており、客観的かつ専門的な視点から、当社経営に対する適切な監督を行っているため。
-------	--------------------------------------	---

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数 更新	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査役は、会計監査人である監査法人トーマツと次のとおり緊密な意思疎通及び情報交換を行っております。

- 1) 会計監査人の監査計画の説明聴取 年1回
- 2) 会計監査人の期中及び期末の監査報告の受領及び説明聴取 年2回
- 3) 会計監査人の独立性の監視 随時
- 4) 会計監査人の監査への立会い 監査の都度随時
- 5) その他情報交換や意見交換のための会合 随時(ほぼ毎月)

また、内部監査部門である監査指導ステーションと次のとおり緊密な意思疎通及び情報交換を行っております。

- 1) 内部監査部門の年度計画についてのヒアリング 年1回
- 2) 内部監査の監査報告内容についての意見交換 内部監査報告の都度
- 3) 内部統制の状況にかかわる情報交換 随時(ほぼ毎月)
- 4) グループ内部監査連絡会への参加・情報交換 年4回

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中野 宗彦	他の会社の出身者		○		○				○	
小澤 徹夫	弁護士				○				○	
辻山 栄子	学者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
中野 宗彦		常勤監査役	当社の大株主である企業の出身者だが、長年にわたり経理及び管理部門の責任者等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的かつ専門的な視点から、取締役の職務執行等に対する適切な監査を行っているため。
小澤 徹夫	○	弁護士(当社との取引関係はありません)独立役員	弁護士の資格を有し、企業法務の分野を中心に法令及びリスク管理等の実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、現に取締役の職務執行等に対する適切な監査を行っているため。 また、「有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号」等に定められるいずれの要件にも

			該当しない高い独立性があり、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場で当社経営の監督を行う独立役員として、当社取締役会にて指定されている。
辻山 栄子	○	早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授 独立役員	学識者として政府税制調査会、国税庁国税審議会委員等を歴任するとともに、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的かつ専門的な視点から、取締役の職務執行等に対する適切な監査を行うことが期待されるため。 また、「有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない高い独立性があり、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場で当社経営の監督を行う独立役員として、当社取締役会にて指定されている。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
--	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプション及び通常型ストックオプションを実施しております。

株式報酬型ストックオプション
取締役について、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有し、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、取締役の退職慰労金制度を廃止し、これに代えて行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションを割当てることとしております。

通常型ストックオプション
当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆さまの利益を重視した業務展開を図ることを目的として、行使価額を原則として割当時の時価とする通常型ストックオプションを割当てることとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、その他
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新

「2005年度 株式報酬型ストックオプション」
対象者: 社内取締役、社外取締役
付与数: 取締役 22,400株
「2006年度 通常型ストックオプション」
対象者: 社内取締役、社外取締役、執行役員
付与数: 取締役 40,000株 執行役員 43,000株
「2006年度 株式報酬型ストックオプション」
対象者: 社内取締役、社外取締役
付与数: 取締役 21,300株
「2007年度 通常型ストックオプション」
対象者: 執行役員等
付与数: 執行役員等 45,000株
「2007年度 株式報酬型ストックオプション」
対象者: 社内取締役、社外取締役
付与数: 取締役 18,000株
「2008年度 通常型ストックオプション」
対象者: 執行役員
付与数: 執行役員 36,000株
「2008年度 株式報酬型ストックオプション」
対象者: 社内取締役、社外取締役
付与数: 取締役 26,400株
「2009年度 株式報酬型ストックオプション」
対象者: 社内取締役、社外取締役
付与数: 取締役 21,500株
「2010年度 株式報酬型ストックオプション」
対象者: 社内取締役、社外取締役
付与数: 取締役 18,900株

※上記は、当期末日現在行使期間が終了していないものであり、株式数は発行時のものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役の別に各々について報酬等の額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における役員報酬は、業績との連動強化、株主の皆さまとの価値共有を図るよう設定しております。また、役員報酬は基本報酬および株式報酬型ストックオプションで構成され、株主総会で決議されたそれぞれの年間報酬限度額の範囲で支給されており、基本報酬につきましては、役員報酬制度により基準報酬を定め、役位に基づく固定報酬と会社の業績に連動する変動報酬で構成されております。また、変動報酬につきましては、企業業績といった定量的な要素を中心に決定しております。それぞれの決定に際しては、社外取締役と社外監査役で構成した報酬諮問委員会の意見に従い、取締役会で決定しております。なお、監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により各監査役の定額報酬額を決定しております。また、監査役の退職慰労金につきましては、株主総会の決議に基づき、内規で定める一定の基準に従い、監査役協議の上、相当額を支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

「取締役会事務局」が設置され、取締役会の運営事務・社外役員との連絡事務を行い、また、事件・事故発生時は同事務局より都度報告を実施する体制をとっております。また、監査役をサポートする「監査役室」を設置し、専従スタッフ1名を配置、監査業務の補助や監査役会の運営事務、社外監査役との連絡事務を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役会は7名の取締役(内3名は社外取締役)で構成し、法令及び定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況の監督を実施しております(平成22年度13回開催)。また、執行役員制を採用し、権限委譲により、執行の迅速化を進めております。また、取締役と執行役員、部門責任者からなる経営会議を開催し、取締役会の意思決定の補完を行っております(平成22年度19回開催)。さらに、コンプライアンス・リスク管理体制の実効性確保のため、「コンプライアンス & リスク管理委員会」、財務報告内部統制体制整備のため「財務報告内部統制委員会」を設置しております。取締役候補者の選定については、経験・知見等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。報酬につきましては平成22年度は、社外取締役垣内威彦氏を委員長とする報酬諮問委員会を、2回開催し、取締役報酬や執行役員報酬の決定方法等に関する取締役会答申を実施しました。内部監査部門としては、社長直轄の「監査指導ステーション」(12名)があり、関係会社を含めた業務監査を実施し問題点の把握、改善指導を行っております。監査役は4名(内3名は社外監査役)で、取締役会及び重要な会議体への出席、意見陳述、重要な書類の閲覧等により、取締役の職務執行を監査しております。会計監査につきましては、当社は監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結し、会社法監査と金融商品取引法監査を受けております。会計監査人と当社の間には特別の利害関係はなく、会計監査人は、監査役、取締役等と緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果の報告とともに期中においても必要な情報交換、または意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役3名(内独立役員2名)を含む4名の監査役が、取締役の職務執行を監査しております。当社の取締役は、社内取締役4名、社外取締役3名(内独立役員2名)の計7名となっております。迅速な経営判断を行うことができるよう少人数で構成されているとともに、社外取締役も選任されているため、全社経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で、幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第36回定時株主総会においては、株主総会招集通知を会日の22日前に発送するとともに、当社ウェブサイトにおいて招集通知(英訳版を含む)を掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を採用しており、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
その他	株主総会当日は、会場受付係が店舗の制服を着用するなど、親しみやすい株主総会の雰囲気づくりを心がけております。また、株主総会終了後には、当社ウェブサイトにおいて、株主総会の様子(映像、音声、ビジュアル画像、質疑応答の概要)をオンデマンドで配信するとともに、議決権行使の結果を開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に説明会を実施している他、四半期決算では役員による電話会議を実施し、代表者自らタイムリーディスクロージャーに努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	開示の公平性を重視し、開示情報や重要な情報及び決算説明会の資料については、できるだけ速やかに当社ウェブサイトに掲載しております。また、海外の投資家や外国人投資家に役立つよう英語によるディスクロージャーについても積極的に取り組んでおります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	「経営戦略ステーション」にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」をグループ企業理念として制定し、その具現化に向け、各ステークホルダーに対する基本姿勢を「ローソングループ企業行動憲章」の中に定め、当社ウェブサイトにて公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「地球環境ステーション」を設置し、「ローソン緑の募金」活動による森林整備等の支援とボランティア参加、災害被災地への積極的な支援、店舗における食品リサイクルの推進など環境保全・社会貢献活動に継続的に取り組んでおります。 また、地球温暖化防止のため、店舗の省エネ化に取り組むとともに、お客さまと一緒に取り組む「CO2オフセット運動」や「ケータイ運動」によって、日々の生活の中でできる環境活動提案をしております。 さらに、2010年度においては、「ローソングループ環境方針」を制定し、グループとして積極的に環境保全に取り組んでおります。 「2010年度版環境報告書」(http://www.lawson.co.jp/company/activity/index.html)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	取締役会にて「情報開示基本規程」を定め、当該規程に基づき、当社ウェブサイトにおいて、「情報開示の基本原則」を掲載し、ステークホルダーに対する情報開示の基本的な考え方を公表しております。また、当該規程に則り、「経営戦略ステーション」「コミュニケーションステーション」「地球環境ステーション」にて、各ステークホルダーへの取り組みを進めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成22年2月22日開催の取締役会において決議された「2010年度内部統制システムの整備の基本方針」の構築及び運用の状況を踏まえ、平成23年2月21日開催の取締役会におきまして、次のとおり「2011年度内部統制システムの整備の基本方針」を決定し、実行しております。

「2011年度内部統制システムの整備の基本方針」

当社は、コンビニエンスストア事業を中核としてチケット販売事業、金融サービス関連事業、電子商取引事業、コンサルティング事業及び広告事業を組み合わせた広範な事業領域において、全都道府県に存在する多数の店舗で多種多様な商品・サービスを提供しているため、遵守すべき法令等が多く、対応すべき損失の危険（以下「リスク」といいます。）も多種多様であるという特性を有しています。また、当社のコンビニエンスストア事業は、フランチャイズシステムを採用しているため、多数の加盟店を適切に指導・援助することが必要です。このような事業特性のもとで、健全で持続的な発展をするために内部統制システムを構築及び運用（以下総称して「整備」といいます。）することが経営上の重要な課題であると

考え、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法の規定に従い、次のとおり「2011年度内部統制システムの整備の基本方針」（以下「本方針」といいます。）を決定し、もって業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、企業価値の維持・増大につなげます。

当社は、本方針に基づく内部統制システムの整備状況及び経営環境の変化等に応じて、本方針の不断の見直しを行い、実効的かつ合理的な内部統制システムの整備に努めます。

本方針は、当社のすべての役員（取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。）及び従業員（嘱託社員、臨時社員、派遣社員等又はこれらに準ずる者を含みます。）に適用されます。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」といいます。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
- (2) 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
- (3) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- (4) 業務執行部門から独立した内部監査部門は、内部統制システムの整備状況を監査し、必要に応じて、その改善を促します。
- (5) コンプライアンス統括責任者（CCO）及びコンプライアンスを統括する部署の設置、コンプライアンス担当の各部署への配置、コンプライアンスに関連する規程の整備並びに倫理研修及びコンプライアンスに関する意識調査の定期的実施等により、「ローソングループ企業行動憲章」及び「ローソン倫理綱領」を周知徹底し、役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- (6) 法務部門を強化し、当社の事業に適用される法令等を識別して、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備します。
- (7) 法令等又は社内ルールの違反を報告するための通常の報告ルートを整備するとともに、通報者の保護を徹底した通報・相談システム（社内及び社外の相談窓口並びにグループ横断的な相談窓口）を充実させます。また、当社の加盟店従業員及び取引先が利用できる相談窓口を設置することにより、ローソングループ全体における法令等違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- (8) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- (1) 取締役会、経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報（電磁的情報を含みます。）を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- (2) 情報システムを安全に管理及びモニタリングし、適切なコンテンツポリシー対応により維持します。
- (3) 文書（電磁的記録を含みます。）の管理について定めた規程等を整備し、文書管理の責任と権限、文書の保存期間・管理方法等の周知徹底に努め、保存・管理状況を定期的にモニタリングします。
- (4) 個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存・管理します。
- (5) 会社の重要な情報の開示に関連する規程を整備し、法令又は取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

3. リスクの管理に関する規程その他の体制について

- (1) リスク管理を統括する部署を設置し、リスク管理に関連する規程を整備し、平時におけるグループ横断的な事前予防体制を整備します。また、各部署において事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、当該リスクが生じる可能性及びリスクがもたらす影響の大きさを分析し、重点的に対策を講じるべきリスクかどうかを評価してリスクの特性に応じた対応を実施します。
- (2) リスク管理の実効性を確保するために、専門の委員会（コンプライアンス&リスク管理委員会）を設置し、委員会及び委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するとともに、リスク管理担当者の各部署・関係会社への配置及びリスク管理教育訓練の実施により、リスク管理意識の向上を図ります。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。特に、大規模災害や新型インフルエンザの流行等の会社に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、事業中断を最小限にとどめるために、事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制の整備に努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 役員及び従業員による意思決定と業務執行についての権限と責任を明確にするるとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。
- (2) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。
- (3) 役員と従業員との間の適切な情報伝達と意思疎通を推進するため、役員から従業員へ経営方針や本方針が伝達され、従業員から役員へ重要な情報が適時・適切に伝達される仕組みを整備します。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- (1) 子会社及び関連会社（以下総称して「関係会社」といいます。）との緊密な連携のもとにローソnbrランドの維持・向上に努めます。但し、関連会社については、主導的立場にある他株主等との関係や海外においては当該国の法令・慣習等の違い等を勘案し、段階的な導入を進める等、適切な整備に努めます。
- (2) 関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の関係会社への出資目的等を踏まえて、「ローソングループ企業行動憲章」の関係会社への周知徹底に努めます。
- (3) 主要な関係会社には、コンプライアンス・リスク管理の推進責任者を配置し、ローソングループ全体の業務の適性の確保に努めます。
- (4) 内部監査部門は、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえ改善を促します。

6. 当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制について

- (1) 適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者を設置し、法令及び会計基準に従った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備します。
- (2) 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に専任組織を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備します。なお、当社及び重要な子会社の評価・改善結果は、定期的に取締役会に報告します。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項について

- (1) 監査役を補助する専任の従業員（以下「監査役スタッフ」といいます。）として適切な人財を監査役室に配置します。
- (2) 監査役スタッフは、関係会社の監査役を兼務することができるものとします。
- (3) 監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

(4) 法務部門、リスク管理部門及び財務経理部門などは、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助します。

8. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項について

(1) 監査役スタッフの適切な職務の遂行のため、人事考課は常勤監査役が行い、人事異動は常勤監査役の事前同意を必要とします。

9. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

(1) 監査役は職務の効果的な遂行のため、取締役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告します。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。
(2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役会に報告します。
(3) 監査役への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行います。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

(1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
(2) 取締役は、監査役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
(3) 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力します。
(4) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

□内部統制システムの整備状況

1. コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備状況

当社は、コンプライアンスの推進・定着及びリスク管理の統括責任者としてCCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を任命し、CCOの下に専任スタッフからなるコンプライアンス・リスク統括室を設置し、本社各部署と全国7支社にコンプライアンス担当を配置しております。CCOは、全コンプライアンス担当を委員として法令等遵守及びリスク管理の実効性を確保するために専門の委員会(コンプライアンス&リスク管理委員会)を毎月1回開催して、問題を掌握し、不祥事等の発生を未然に防止する体制の整備・実施を行っております。

(1) コンプライアンス体制の整備状況

当社は、法令等遵守、モラルや社会が求める企業姿勢を常に尊重するために、コンプライアンスに関する規程を整備・充実し、コンプライアンス研修(eラーニング、職種別集合研修)を定期的に実施しております。また、平成23年3月に「ローソングループ企業行動憲章」及び「ローソン倫理綱領」を改訂いたしました。さらに、それらの行動規範をまとめた「ローソングループC&Rハンドブック」を発行して、業務を通じて従業員がコンプライアンス意識を維持・向上することができるようにしております。

また、全従業員を対象にした意識調査のほか、お取引先(主要な子会社のお取引先を含む)を対象にしたアンケートを行い、コンプライアンス推進活動や取引態様の問題点や課題を把握して、広い視野に立ったコンプライアンス体制の見直し・改善につなげております。

内部通報制度につきましては、通報・相談システム(社内及び社外の相談窓口並びにグループ横断的な相談窓口)を設置して、社内の問題点を早期発見して対応するシステムを整備しております。

(2) リスク管理体制の整備状況

当社では、リスク管理に関する規程を整備・充実し、品質・衛生管理、情報セキュリティ、災害に重点を置き、緊急対策が必要な事態が発生した場合に備え、迅速な問題解決を図ることができる体制を整備しております。

平常時には、コンプライアンス&リスク管理委員会を毎月1回開催し、同委員会とその下部小委員会でリスクの評価と対応を行い、問題解決に向けての優先順位の明確化と防止策の立案・推進及び解決プロセスの進捗管理を行うなど、リスク発生の予防を図っております。

また、リスク発生時には緊急リスク管理委員会を設置し、リスクから発生する問題悪化の防止と経営へのダメージの最小化に努め、リスクの発生要因を洗い出し分析して、信用回復と再発防止策に注力するとともに、研修を通して従業員にフィードバックすることによってリスク管理能力の更なる向上を図ることとしております。

なお、災害対策マニュアルを事業所(本社各部署)単位で備え付け、店舗の各種マニュアルにも災害対策を掲載して、大規模な災害発生時には、ただちに災害対策本部を設置し、迅速な災害対策を実施する体制を整備しております。災害対策マニュアルは、年2回の訓練を行うことにより問題点を改善して見直しを行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備状況

(1) 取締役会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びにコンプライアンス・リスクに関する情報の記録、保存及び管理体制の整備状況

1) 取締役会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報の保管管理

代表取締役社長の責任のもと議案書並びに議事録として記録及び保存し、取締役会議事録原本につきましては、直近10年分は本店の執務室内の書庫で厳重に管理し、10年を超えた分につきましてはセキュリティの厳重な外部倉庫で管理しております。経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る議案書及び議事録は、直近1年分は本社の執務室内の書庫で厳重に管理し、1年を超えた分につきましてはセキュリティの厳重な外部倉庫で管理しております。

2) 稟議書及び契約書の保管管理

代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報は、代表取締役社長及びその他決裁者の責任のもと、次のアからエのとおり、記録及び保存しております。

ア 社長稟議書は添付書類とともに直近2年分は本社の執務室内で、2年を超えた分につきましてはセキュリティの厳重な外部倉庫で管理しております。

イ 社長決裁分以外の稟議書(支社稟議書を含む)はローソンサービスセンターにて集約し、1年経過をめぐりにセキュリティの厳重な外部倉庫に移管して管理しております。

ウ 当社のビジネスの根幹を成すフランチャイズ契約書及び店舗の賃貸借契約書(これらの付属書類を含む)は、契約後速やかに、セキュリティの厳重な外部倉庫で厳重に保管しております。

エ その他の契約書は、各主管理部署が施錠できる場所、またはセキュリティの厳重な外部倉庫で、契約終了から7年を経過するまで、厳重に保管しております。

3) コンプライアンス・リスクに関する情報の保管管理

CCOの責任のもと、経緯書及び議事録として記録及び保存し、厳重に管理しております。閲覧に当たっては、CCOの承認のもと、コンプライアンス・リスク統括室部長が対応することになっております。

4) 上記以外の会議体の議事録及び重要書類の保管管理

責任部署の事務局の裁量と責任で保管・管理しております。

(2) 情報システムを安全に管理及びモニタリングし、適切なコンティンジェンシー対応により維持する体制の整備状況

情報システムにつきましては、当社「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報システムの情報セキュリティの維持・向上、並びに信頼性・有効性・効率性の向上を目的として、関係する各部署が遵守すべき事項を「情報システム管理規程」として定め、システムを安全に管理、運用し、適切な予防や、万が一のコンティンジェンシー対応が取れる体制を保持しております。

当該規程の対象範囲は、情報システムや情報システム機器並びに関連設備の計画、開発、保守及び運用に係る事項とし、利用者への遵守事項のほか、情報システム障害時の管理、情報システム変更の管理、外部委託の管理、情報システムセキュリティ管理、アクセス管理、プロジェクト・リスク管理、業務継続管理、法令の遵守などを制定しております。

3. 会計監査人の内部統制

当社は、監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結しております。同監査法人及び当社監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。会計監査人は、監査役及び取締役等と緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果の報告とともに、期中においても必要な情報交換、または意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施しております。さらに、監査役は会計監査人より「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則 第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知と説明を受けております。

なお、取締役会は、会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。また、監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により、監査役会が当該会計監査人を解任します。

4. グループ会社における業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社の子会社には、コンプライアンス及びリスク管理の責任者が配置されております。CCOは、当該責任者と当社の関係会社主管部署担当者をメンバーとして関係会社コンプライアンス責任者会議を四半期に1回開催し、ローソングループとして、情報と知識を共有し、不祥事その他の問題を未然に防止するとともに、万一問題が発生した場合には迅速に対応できるよう体制の整備・実施を行っております。

また、当社は関係会社の健全な経営を支援するため、取締役・監査役及び従業員を関係会社に派遣(出向)して、関係会社の業務の適正化・効率化をサポートするとともに、意思疎通・情報共有を図っております。

当社の内部監査部門は、原則として毎年1回、関係会社の業務監査を実施することで、関係会社に必要な規程の整備等、適宜問題点の確認を相互に行うとともに、その改善・整備等について適切な指導・援助を行っております。また四半期ごとに「グループ内部監査連絡会」を開催し、取り組みをさらに強化させております。

当社は、年次・四半期・月次の決算時に関係会社より経営状況や課題の報告を受けるとともに、経営課題解決に必要な指導・援助を行っております。

さらに、当社の監査役が主催するグループ監査役連絡会に関係会社各社の監査役に出席願ひ、監査活動の進捗状況を相互に確認すると共に、必要に応じて監査上の留意点を説明するなど、各社の監査役が適切に職務を遂行できるよう必要な協力・支援を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による被害の防止を業務の適正を確保するために必要な事項として、「2011年度内部統制システムの整備の基本方針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。」と明文化しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力排除に関して「ローソングループ企業行動憲章」及び「ローソン倫理綱領」に明文の根拠を設け、組織全体として対応することとしております。

社内体制としましては、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署(以下「反社会的勢力対応部署」といいます。)が、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、反社会的勢力との関係を遮断するための組織的取組みを支援するとともに、警察庁・警視庁・道府県警察本部等との連携等をおこなっております。反社会的勢力からの不当な要求に対しては、反社会的勢力対応部署は、上記機関に相談し対応することとしております。

また、2010年には「ローソングループ取引方針」を制定し、サプライチェーン全体でこの問題に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

(適時開示体制の概要)

- (1) 当社は、適時開示主管者をコミュニケーションステーションディレクターに、適時開示主管部署を同ステーションと定め、当社内で適時開示の重要性について周知に努めています。
- (2) 当社役職員は、重要な情報に当たると判断される事実が判明した場合、適時開示主管者に、報告・相談が義務付けられています。また、内部情報に該当するかの判断のため、適時開示主管者は、財務経理ステーションディレクターにその情報を伝えています。
- (3) 適時開示主管者は、相談・報告のあった情報について適時開示の要否、開示内容、開示時期を担当役員、経営戦略ステーションディレクター、財務経理ステーションディレクター他、関係部署と協議・検討を行うなど、適切な情報の適時開示ができる体制をとっております。
- (4) 当社は、2006年8月に「情報開示基本規程」を制定し、重要な情報の開示に係る社内体制を整備し、また、インサイダー取引については、「内部者取引防止規程」を2000年7月に制定し、監視体制の整備を行っております。